

薬食発0625第2号
平成26年6月25日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成26年政令第227号。以下「改正政令」という。）（別添1）が平成26年6月25日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願ひいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会长、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

(1) 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 97-00-7)

(2) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 1885-14-9)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

ピロカテコール及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 120-80-9)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 852379-28-3)

(2) (4Z)-4-ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 1071801-01-8)

4 施行期日

平成26年7月1日から施行する。ただし、第1の3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日（平成26年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項（毒物又は劇物の表示）の規定は適用しない。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添2のとおりである。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。

別添 1

1 平成26年6月25日 水曜日

官

報

(号外第141号) (2分冊の1)



(号外) 独立行政法人国立印刷局

<p>〔法 律〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及びその保護等に関する法律の一部を改正する法律(八〇) ○水循環基本法の施行期日を定める政令(一一一) ○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴つ関係政令の整備に関する政令(一一五) ○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(一一六) ○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(一一七) <p>〔省 令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する料金を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働) ○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する法律(八五) ○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五六) ○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一一〇) <p>〔政 令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省組織令の一部を改正する政令(一一九)

<p>〔告 示〕</p> <p>○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴つ厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件(厚生労働一六一)</p> <p>〔官庁報告〕</p> <p>○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴つ関係政令の整備に関する政令(一一五)</p> <p>○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(一一六)</p> <p>○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(一一七)</p> <p>〔官庁事項〕</p> <p>○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する料金を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働)</p>

平成二十五年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)
平成二十五年度第四・四半期国庫の状況(同)

<p>△�童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及びその保護等に関する法律の一部を改正する法律(法律第七九号)(法務省)</p> <p>題名の改正</p> <p>法律の題名を「児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律」に改めることとした。</p> <p>児童ボルノの定義</p> <p>児童ボルノの定義のうち、第一条第三項第三号の規定を改め、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、然更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう)が露出され又は強調されているもの」とした。(第一条第三項第三号関係)</p> <p>適用上の注意</p> <p>この法律の適用に当たっては、学術研究、文化活動、報道等に關する國民の権利及び自由を不当に侵害しないよう留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護してその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようななことがあつてはならないこととした。(第二条関係)</p> <p>4 児童買春、児童ボルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止</p> <p>4 任何人都、児童買春をし、又はみだりに児童ボルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないこととした。(第三条の一関係)</p> <p>5 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ボルノ所持等についての罰則</p> <p>自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ボルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて所持又は保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る)は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条第一項関係)</p>

〔1〕国及び都道府県は地域・自然资源区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要なあると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとすることとした。(第二十二条関係)

〔2〕国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関する、国民の理解を深めるよう努めるものとするとした。(第三条関係)

〔3〕この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めることにより、地方環境事務所長に委任することができるとした。(第四条関係)

〔4〕この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第二十九号)(国土交通省)

1 政策統括官の職務を変更することとした。(第七条関係)

2 土地・建設業局総務課、企画課及び地価調査課の所掌事務を変更することとした。(第七十二条、第七十三条及び第七十五条関係)

3 都市貿易課、都市政策課及びまちづくり推進課の所掌事務を変更することとした。(第八一条、第八二条及び第八六条関係)

4 住宅・生産課の所掌事務を変更することとした。(第一一九条関係)

5 この政令は、平成二十六年七月一日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二十〇号)(国土交通省)

道路法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五三号)の施行期日は、平成二十六年六月三十日とするとした。

◇道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第二十一号)(国土交通省)

1 法律第五三号の施行に伴い、都市計画法施行令、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令及び建築基準法施行令について所要の規定の整理を行つこととした。(第一条、第二条及び第三条関係)

2 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年六月三十日)から施行することとした。

◇東日本大震災に対応するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(政令第二二二号)(農林水産省)

1 東日本大震災に係る特定農業加工事業経営改善臨時措置法施行令(平成元年政令第一〇八号)の特例の適用期間を平成二七年三月三一日まで延長することとした。(第七条関係)

2 この政令は、公布的日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第二二三号)(財務省)

1 平成二三年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された復興費用に関する経費であつて平成二五年度において不用となつた金額等及び平成二五年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかつた額を財政法附則二年法律第二四四号第六条の剩余金の額の計算上除外することとした。

2 この政令は、公布的日から施行することとした。

◇水循環基本法の施行期日を定める政令(政令第二四号)(国土交通省)

水循環基本法(平成二六年法律第一六六号)の施行期日は、平成二六年七月一日とするとした。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第二二五号)(厚生労働省)

1 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(政令第二二六号)(厚生労働省)

1 診療放射線技師が検査のために用いることができる装置として核医学診断装置を加えることとした。(第一七条関係)

2 この政令の施行に因し必要な経過措置を定めた。

3 この政令は、公布的日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二二七号)(厚生労働省)

1 「一クロロ一二・四ジシントロベンゼン及びこれを含有する製剤

2 クロロ炭酸フェニルエスティル及びこれを含むする製剤

次に掲げる物を劇物に指定することとした。
(第二条第一項関係)

ビロカドコール及びこれを含有する製剤
次に掲げる物を劇物から除外することとした。
(第二条第一項関係)

イソプロピル一メチルシンクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
(四二)一四一二デセニ二トリル及びこれを含有する製剤
この政令の施行に因し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二項及び第三項関係)

この政令は、3の規定を除き、平成二六年七月一日から施行することとした。
(四二)一四一二デセニ二トリル及びこれを含有する製剤
この政令の施行に因し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二項及び第三項関係)

附 則

(施行期日) 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下この項及び次項において「医療介護統合確保推進法」という。)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた医療介護統合確保推進法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。次項において「旧介護施設整備法」という。第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務については、第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(以下この項において「旧地方自治法施行令」という。)と同様に規定する。)附則第三条第二項及び第一百七十四条の四十九の十第一項の規定はこの政令の施行後もなおその効力を有する。この場合において、旧地方自治法施行令第一百七十四条の三十ーの二第一項中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」であるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)」附則第三条第二項の規定によらないなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律「旧介護施設整備法」とあるのは「旧介護施設整備法」とあるのは「旧介護施設整備法」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

3 旧介護施設整備法第五条第二項に規定する交付金(医療介護統合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)について、第四条の規定による改正前の神助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第一条第十四号の規定は、この政令の施行後もなおその効力を有する。この場合において、同号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第五条第二項に規定する交付金」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)」以下この号において「医療介護統合確保推進法」という。)第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下この号において「旧介護施設整備法」という。)第五条第二項に規定する交付金(医療介護統合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものとむ」とする。

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 新藤義孝
財務大臣 麻生太郎
厚生労働大臣 田村憲久

政令第141号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第141号)第141号の二及び第141号の規

定に基づき、この政令を制定する。
診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「散臓葉」を「散臓葉」に改め、同条に次の二号を加える。

四 核医学診断装置

附 則

(施行期日) 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 安倍晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第141号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第141号)第141号の八並びに別表第一第一

十八号及び別表第二(第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十一年政令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十一を第六号の十三とし、第六号の五から第六号の十までを一章ずつ繰り下げ、

第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 一^ククロ^ロ-^一・^二クロ^ロベ^ンゼン及びこれを含有する剤類六の六 クロ^ロスル^フニルエス^{タル}及びこれを含有する剤類

第一条第一項第三十一号中(170)を(172)とし、(107)から(169)までを(109)から(171)までとし、(106)を(107)とし、その次に次のように加える。

(108) (四二)一四ニドデセンニトリル及びこれを含有する剤類

第一条第一項第三十一号中(105)を(106)とし、(80)から(104)までを(82)から(105)までとし、(80)の次に次のように加える。

20 ネー(四ーシアノメチルフェニル)-1-イソブロジル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する剤類

第一条第一項中第八十二号の二を第八十三号の二とし、第八十三号の次に次の二号を加える。

八十二の二 ヒロカナコール及びこれを含有する剤類

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(毒物)	(毒物)	(毒物)
第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
一～六の四 (略)	一～六の四 (略)	一～六の四 (略)
六の五 一一クロロ一一・四一ジニトロベンゼン及びこれを含有する 製剤	六の五 一一クロロ一一・四一ジニトロベンゼン及びこれを含有する 製剤	六の五 一一クロロ一一・四一ジニトロベンゼン及びこれを含有する 製剤
六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤	六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤	六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
六の七～六の十三 (略)	六の七～六の十一 (略)	六の七～六の十一 (略)
七～三十一 (略)	七～三十一 (略)	七～三十一 (略)
(劇物)	(劇物)	(劇物)
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。
一～三十一の二 (略)	一～三十一の二 (略)	一～三十一の二 (略)
三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)～(79) (略)	(1)～(79) (略)	(1)～(79) (略)
(80) N- (四一シアノメチルフェニル) 一一イソプロピル一五	(新設)	

メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤

(略)

(四乙) - 四一二ドデセニトリル及びこれを含有する製剤

(略)

(109) | (108) | (81) |
| (172) | (107) |

(略)

(略)

2
(略)

(80) |
(新設)
(107) | (170) |

(略)

(略)

(略)

2
(略)

(新設)
(107) | (170) |

(略)

(略)

2
(略)

(新設)
(107) | (170) |

(略)

(略)

2
(略)

(新設)
(107) | (170) |

(略)

(略)

2
(略)

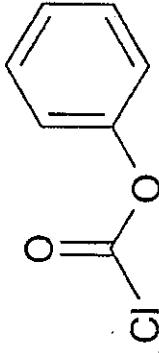
事物に指定するもの

別添 3

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
「一クロロ-2, 4-ジニトロ ベンゼン」	$\text{O} \quad \text{O}^+ \text{N}-\text{C}_6\text{H}_3(\text{NO}_2)_2$ <p>C₆H₃ClN₂O₄/C₆H₃Cl(NO₂)₂ 分子量 202.6 CAS No. 97-00-7.</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p> <p>沸点:315°C 融点:52~54°C 相対蒸気密度:6.98(空気=1) 密度:1.7 g/cm³ 蒸気圧:0.011 Pa(25°C)</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット 640</p> <p>急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) ウサギ* 130</p> <p>急性吸入毒性 データなし。</p> <p>溶解性:水;ほとんど溶けない (9.24 mg/L, 25°C)。 エーテル、ベンゼン に可溶</p> <p>引火点:194°C</p>	<p>アルキル化、アリル化及び置換 反応用試薬。染料、防カビ剤等 の製造に使用。</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ* 重度</p> <p>眼刺激性 ウサギ* 重篤な損傷</p> <p>安定性・反応性: 強酸化剤、強塩基と反応</p>

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
 ℗ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、
 経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	性 質	毒 性	主な用途
クロロ炭酸フェニルペーステル C ₇ H ₅ ClO ₂ /C ₆ H ₅ OCOCl		原体及びこれを含有する製剤 沸点: 188~189°C 融点: -28°C 相対蒸気密度: 5.41(空気=1) 密度: 1.24 g/cm³(20°C) 蒸気圧: 90 Pa(20°C) 溶解性: 水: 加水分解 エーテル、ベンゼン、 クロロホルムに可溶 引火点: 69°C 安定性・反応性:	外観: 刺激臭のある無色の液体 原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1748 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 4923 急性吸入毒性 LC ₅₀ ラット 0.29 mg/L(4hr) (44ppm(4hr))(蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ + 限刺激性 ウサギ 重篤な損傷	合成用試薬。クロロ炭酸エステル類として、重合触媒、プラスチックの改質、繊維処理及び医薬品に使用。農薬の原料として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
ピロカテコール	$ \begin{array}{c} \text{OH} \\ \\ \text{C}_6\text{H}_4-\text{OH} \end{array} $	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特徴的臭氣のある無色の結晶 沸点: 245.5°C 融点: 105°C 相対蒸気密度: 3.8 (空気=1) 密度: 1.34 g/cm³ (20°C) 蒸気圧: 4 Pa (20°C) 溶解性: 水: 460 mg/mL (25°C) アセト: エタノール に易溶、エーテル、 クロロホルムに可溶 CAS No. 120-80-9	急性経口毒性 $ \begin{array}{l} \text{LD}_{50} (\text{mg/kg}) \\ \text{ラット } 300 \end{array} $ 急性経皮毒性 $ \begin{array}{l} \text{LD}_{50} (\text{mg/kg}) \\ \text{ラット } 800 \end{array} $ 急性吸入毒性 $ \begin{array}{l} \text{LD}_0 (\text{死亡率 } 0\%) \\ \text{ラット } 2.8 \text{ mg/L (8hr)} \\ \text{ (5.6 mg/L (4hr))} \\ \text{ (ミスト)} \end{array} $ 皮膚刺激性 “サキ” 輕度～中等度 引火点: 127°C 安定性・反応性: 酸化剤と反応	香料、重合防止剤、抗酸化剤、医薬品及び農薬の合成原料として使用。また、レジストの剥離剤、脱酸素剤(活性炭吸着剤)、メッキ処理剤の原料として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 分	性 状	毒 性	主な用途
N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	 $\text{C}_{19}\text{H}_{26}\text{N}_2\text{O}$ 分子量 298.4 CAS No. 852379-28-3	原体並びにこれ を含有する製剤 沸点: >430°C (1013 hPa) 融点: 148°C 蒸気圧: <0.0001 hPa (25°C) 溶解性: 水: 1 mg/L (20°C)	外観: 白色～微黄色固体 原体: 急性経口毒性 $LD_{50} (\text{mg/kg})$ ラット > 2,000	急性経皮毒性 $LD_{50} (\text{mg/kg})$ ラット > 2,000	調合香料の原料

* 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸込等の投与経路がある。

* LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
(4Z)-4-ードデセンニトリル	$\text{H}_3\text{C}-\text{CH}=\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{CH}=\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{C}\equiv\text{N}$ C ₁₂ H ₂₁ N 分子量 179.3 CAS No. 1071801-01-8	原体及びこれを含有する製剤	外觀:液体 沸点:275°C 融点:< -20°C 比重:0.841 蒸氣圧:0.55 Pa(25°C)	原体: 急性経口毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/kg})$ $\geq 2,000$ 急性経皮毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/kg})$ $\geq 2,000$ 急性吸入毒性 $\text{LC}_{50} (\text{mg/L (4hr)})$ $\geq 5.29 (\text{ミスト})$ 皮膚腐食性 ササギ・蜂窓	香粧品 香料の調合原料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。